平成２３年（フ）第５０６号
函館市美原１丁目34番17号
債務者　居城　　敏
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中綾太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月11日午後４時
5　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１８４３号
京都市右京区嵯峨朝日町22番地、前住所大阪府箕面市小野原東３丁目11番15―126号
債務者　塩貝　利宏
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木真一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２９７号
長野県木曽郡木曽町福島6235番地２
債務者　島津　和久
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山根　伸右
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月９日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第６１４号
愛知県安城市二本木町二本木96番地１　カサベルデＢ―101
債務者　杉浦　　力
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　香川　広志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月16日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３０００号
名古屋市港区稲永２丁目４番４―404号　港南荘
債務者　赤沢　　勝
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　舟橋　民江
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月17日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３３３７号
札幌市北区太平９条３丁目５番25号
債務者　赤松　徳明
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡　　能史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月11日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７９０号
名古屋市昭和区白金３丁目４番27号　アメニティ白金602号
債務者　髙塚　典男
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　英行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３３６５号
札幌市白石区北郷１条９丁目６番７号　スタービレッジ302号
債務者　蓮野　　智
1　決定年月日時　平成24年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　和征
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３７３号
宮崎市清武町今泉甲3632番地30
債務者　坂田　和彦
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋口　律男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月10日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第８５号
大分市敷戸新町１番１―104号
債務者　西村　一也
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　壮平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３５９号
長崎県長崎市矢上町32番16―601号
債務者　村上　裕人
1　決定年月日時　平成24年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大西　敏嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月18日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３７９号
大分市大字角子原1032番地の１　レジェンド103
債務者　後藤佳代子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶋　謙介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１７８号
山口県下関市秋根上町１丁目３番２―803号形山パレス、住民票上の住所山口県下関市前勝谷町16番38号
債務者　大﨑　哲也
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後１時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島田　直行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２８５号
三重県桑名市大字芳ケ崎1392番地６
債務者　佐藤　北人
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第２８８号
三重県四日市市川原町34番５号
債務者　久留須康彦
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第７４８号
兵庫県赤穂市尾崎3104番地５　尾崎県住２―404
債務者　小山　芳一
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１５８号
鳥取県鳥取市気高町八束水1193番地
債務者　中島　明子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
鳥取地方裁判所民事部